

 \bigcirc

山形県公報

平成18年12月12日(火) 第1800号

. ._ . . . _ _ _ . . .

毎 週 火・金 曜 日 発 行

目 次

告 示

歳入の徴収の事務の委託(市町村課)1526
救急病院等の告示(健康福祉企画課) 同
指定居宅サービス事業者の指定
指定居宅介護支援事業者の指定
指定介護予防サービス事業者の指定(同)1527
指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更(同)。同
指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更(同
指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止(同)1528
指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止(同) 同
障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定(同) 同
土地改良区の役員の退任の届出(村山総合支庁農村計画課)1529
道路の区域の変更(村山総務建築課) 同
県道の供用の開始 同) 同
道路の区域の変更(最上総合支庁建設総務課) 同
県道の供用の開始 同)1530
選挙管理委員会関係
告 示
政治団体の設立
政治団体の届出事項の異動
政治団体の解散
政治団体の収支報告書の要旨
同
同
同
資金管理団体の指定1535
公告
一般競争入札の公告(管 財 課)1536
同
警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による検定合格者審査に係る試験の
実施

山形県告示第1120号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成18年12月12日

山形県知事 齋 藤

弘

1 委託した徴収事務

平成18年度に貸し付ける地域総合整備資金に係る償還金の徴収事務

- 2 受託者の名称及び住所
 - (1) 名 称 財団法人地域総合整備財団
 - (2) 住 所 東京都千代田区平河町二丁目5番6号
- 3 委託年月日

平成18年11月30日

山形県告示第1121号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。 平成18年12月12日

			山形県知事	流	藤	弘
名	称	所	在	地	認定期	間

天童市立天童病院天童市駅西五丁目 2 番 1 号平成19年 1 月13日から
平成22年 1 月12日まで公立置賜総合病院東置賜郡川西町大字西大塚2000番地平成19年 1 月19日から
平成22年 1 月18日まで

山形県告示第1122号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。 平成18年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地		美所の名称及び所在地 居宅サービスの 種類			指定年月日	
特定非営利活動法人あゆみ 山形市小立二丁目 4 番24号 グリーンハイツA 7 103号	介護ハウスかじょう 山形市城北町一丁目 9番7号	通	所	介	頀	平成	18.11.10
株式会社メデカジャパン 埼玉県鴻巣市天神三丁目673 番地	山形ケアセンターそよ風 山形市荒楯町一丁目4番1号	通	所	介	頀	同	11.13
株式会社メデカジャパン 埼玉県鴻巣市天神三丁目673 番地	山形ケアセンターそよ風 山形市荒楯町一丁目 4番 1 号 短期入所生活介護				同		

山形県告示第1123号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。 平成18年12月12日

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年	月日
有限会社CS須藤	居宅介護支援事業所もりんケア	₩ Ett 10 1	11 15
山形市蔵王成沢2187番地の 1	山形市蔵王成沢2187番地の3	平成18.11.	
株式会社東北福祉サービス	指定居宅介護支援事業所よつば		12. 1
天童市清池38番地 3	天童市清池38番地 3	同 1 	12. 1

山形県告示第1124号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

指定介護予防サービス事業者 の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	介護予防サービス の種類	指定年月日
特定非営利活動法人あゆみ 山形市小立二丁目 4番24号	介護ハウスかじょう 山形市城北町一丁目9番7号	介護予防通所介護	平成18.11.10
グリーンハイツA7 103号			
株式会社メデカジャパン	山形ケアセンターそよ風		
埼玉県鴻巣市天神三丁目673	山形市荒楯町一丁目4番1号	介護予防通所介護	同 11.13
番地			
株式会社メデカジャパン	山形ケアセンターそよ風	介護予防短期入所	
埼玉県鴻巣市天神三丁目673	山形市荒楯町一丁目4番1号	生活介護	同
番地		工位儿唆	

山形県告示第1125号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の 届出があった。

平成18年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者	居宅サービ		事	業所の名称	尔及び所在	地		亦再午日口
の名称及び所在地	スの種類	变	更	前	变	更	後	· 変更年月日
特定非営利活動法人すみ れ会	通所介護	日向の家						平成18.11.1
山形市上町五丁目7番8 号	迪州汀護	山形市深町 号	叮三丁	目 2 番33	山形市久 30号	、保田一	·丁目1番	一半 双18.11. 1

山形県告示第1126号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成18年12月12日

指定介護予防サービス	事業所の名称及び所在地					変更年月日		
事業者の名称及び所在地	ビスの種類	変	更	前	变	更	後	変更平月口
特定非営利活動法人すみ れ会	介護予防通	日向の家						₩ = 1110 11 1
山形市上町五丁目7番8 号	所介護	山形市深町三丁目 2 番33 山形市久保田一丁目 1 番 号 30号				平成18.11.1		

山形県告示第1127号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の 届出があった。

平成18年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

事業所の名称及び所在地			-ビス	廃止年月日		
サポートハウス湯和	诵	所	介	護	平成18	3.10.31
上山市新湯 1 番14号	~=	***	71	нх	1 /2	3.10.01
訪問介護事業所ケアサービス東北	訪	問	介	護	同	12. 1
	サポートハウス湯和 上山市新湯 1 番14号	事業所の名称及び所在地 種: 世ポートハウス湯和 通 上山市新湯 1 番14号 訪問介護事業所ケアサービス東北 訪	事業所の名称及び所在地 種類 サポートハウス湯和 通 所 上山市新湯 1 番14号 訪問介護事業所ケアサービス東北 訪 問	事業所の名称及び所在地 種類 サポートハウス湯和 通 所 介 上山市新湯 1 番14号 訪問介護事業所ケアサービス東北 訪 問 介	種類 通 所 介 護 上山市新湯 1 番14号 訪問介護事業所ケアサービス東北 訪 問 介 護	事業所の名称及び所在地 種類 サポートハウス湯和 通 所 介 護 平成18 上山市新湯 1 番14号 訪問介護事業所ケアサービス東北 訪 問 介 護 同

山形県告示第1128号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

指定介護予防サービス事業者 の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	介護予防サービス の種類	廃止年月日
特定非営利活動法人ガンダー	サポートハウス湯和		
ラ		介護予防通所介護	平成18.10.31
上山市新湯 1 番14号	上山市新湯 1 番14号		

山形県告示第1129号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年12月12日

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	指定年月日
株式会社あっぷるケアサービス	株式会社あっぷるケアサービス	重度訪問介護	平成.18.11.22
山形市城西町二丁目7番50号	山形市城西町二丁目7番50号	里皮切问기碳	平成10.11.22

山形県告示第1130号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、山口・田麦野土地改良区の次の役員が退任した 旨の届出があった。

平成18年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

理事及び監事の別	皇事及び監事の別 氏 名		住	所
理事	田 街	義 見	天童市大字田麦野99	

山形県告示第1131号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成18年12月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成18年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荻袋正厳線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
尾花沢市大字荻袋字家裏979番 1 から 同 大字牛房野字上ノ田2754番まで		IΒ	45.6 メートル ≀ 6.8	メートル 357
同	Ŀ	新	38.1 メートル ≀ 6.8	同上

山形県告示第1132号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成18年12月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成18年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 荻袋正厳線
- 2 供用開始の区間 尾花沢市大字荻袋字家裏979番1から

同 大字牛房野字上ノ田2754番まで

3 供用開始の期日 平成18年12月12日

山形県告示第1133号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年12月12日から同月25日まで縦覧に供する。 平成18年12月12日

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
新庄市十日町字上山崎前9579番から 同 桧町21番6まで		IΒ	167.6メートル ≀ 12.8	メートル 1,175
同	上	新	68.0メートル ≀ 12.8	同上

山形県告示第1134号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年12月12日から同月25日まで縦覧に供する。 平成18年12月12日

山形県知事 齋 藤 弘

1 路 線 名 曲川新庄線

2 供用開始の区間 新庄市十日町字上山崎前9579番から

同 桧町22番4まで

3 供用開始の期日 平成18年12月20日

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第131号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の 届出があった。

平成18年12月12日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 熊 谷 誠

その他の政治団体

政	治	团	体	の	名	称	代	表者	の氏	名	会 の	計 責 E	€ €	者 名	主たる事務所の所在地	届出年月日
Щ	科	朝	則	後	援	슰	Щ	科	朝	則	加	藤	忠	広	新庄市上金沢町 5 番44号	平成 18.11. 1
栗	田	保	則	後	援	슰	栗	田	鉄	男	柿	崎	和	雄	最上郡金山町大字中田215番地	同 11.8
	藤亮 民の		:米》	尺を	考え	こる	伊	藤	亮	_	北	見	善	男	米沢市古志田町2544番地	同 11.14
奥	村	博	į 1	复	援	숲	奥	村		博	奥	村	敏	子	上山市金谷404番地の2	同 11.15
	山を: 目会		にっ	する	会 (水	折	原	清	告	奥	村	敏	子	上山市美咲町二丁目 1 - 26	同

山形県選挙管理委員会告示第132号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の 届出があった。

平成18年12月12日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 熊 谷 誠

その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内	容	·届出年月日
以	共 新 争 块	新	IΒ	
長井みのりの会	政治団体の名称	長井みのりの会	飯沢けんじ後援会	平成
長井みのりの会	代 表 者	佐 藤 誠 一	四 釜 文 男	18.11. 2
あらため弘樹励ます会	会 計 責 任 者	三 上 和 男	佐藤昭 一	同 11.6
明日の高畠・川西を築	政治団体の名称	明日の高畠・川西を築 く新風まほろば	高畠町再建まほろば同 志会	同
く新風まほろば	主たる事務所の所在地	東置賜郡高畠町大字高 畠191番地	東置賜郡高畠町大字竹 森5122番地	11. 9
5.5.1.4.	代 表 者	市川良一	直 島 義 友	
なおしま義友後援会	主たる事務所の所在地	東置賜郡高畠町大字高 畠191番地	東置賜郡高畠町大字竹 森5122番地	
高橋けいすけ後援会	代 表 者	高 橋 啓 介	渡 辺 正 一	同 11.10

山形県選挙管理委員会告示第133号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成18年12月12日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 熊 谷 誠

その他の政治団体

政	治	ব্	体	の	名	称	政治団体でな	くなった理由	政治団体でなくなった年月日
伊藤亮	ーと米シ	尺を考え	える市	民の会	È		解	散	平成18.11.13

山形県選挙管理委員会告示第134号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成15年分の収支報告書の要旨 を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年12月12日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

政治団体の名称	伊藤亮一と米沢 を考える市民の 会
報告年月日	18.11.14
収入総額	0
前年繰越額	0
本年収入額	0
支出総額	0
本年収入の内訳	
個人の党費・会費 金額	
員数(人)	
寄附(内訳別掲)	0
個人分	
(うち特定寄附)	
団体分	
政治団体分	
(寄附のうちあっせんに係るもの)	
政党匿名寄附	
事業収入(内訳別掲)	
交付金収入	
借入金(内訳別掲)	
その他の収入(内訳別掲)	
1 件10万円未満のもの	
支出の内訳	
経常経費	0
人件費	
光熱水費	
備品・消耗品費	
事務所費	
政治活動費	0
組織活動費	
選挙関係費	
事業費	0
機関紙発行事業費	
宣伝事業費	
パーティー事業費	
その他の事業費	
調査研究費	
寄附・交付金	
その他の経費	
資産等の有無	無

山形県選挙管理委員会告示第135号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨 を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年12月12日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

	(C 07 10 07 11 11
政治団体の名称	伊藤亮一と米沢 を考える市民の 会
報告年月日	18.11.14
収入総額	0
前年繰越額	0
本年収入額	0
支出総額	0
本年収入の内訳	
個人の党費・会費 金額	
員数(人)	
寄附(内訳別掲)	0
個人分	
(うち特定寄附)	
団体分	
政治団体分	
(寄附のうちあっせんに係るもの)	
政党匿名寄附	
事業収入(内訳別掲)	
交付金収入	
借入金(内訳別掲)	
その他の収入(内訳別掲)	
1 件10万円未満のもの	
支出の内訳	
経常経費	0
人件費	
光熱水費	
備品・消耗品費	
事務所費	
政治活動費	0
組織活動費	
選挙関係費	
事業費	0
機関紙発行事業費	-
宣伝事業費	
パーティー事業費	
その他の事業費	
調査研究費	
寄附・交付金	
その他の経費	
資産等の有無	無
スたっくっ…	7 11

山形県選挙管理委員会告示第136号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成17年分の収支報告書の要旨 を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年12月12日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷

誠

政治団体の名称		伊藤京 レルコ
収入総額 0 前年繰越額 0 本年収入額 0 支出総額 0 本年収入の内訳 0 を出総額 0 本年収入の内訳 個人の党費・会費 金額 員数(人) 寄附(内訳別掲) 0 個人分 (うち特定寄附) 団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの) 政党匿名寄附 事業収入(内訳別掲) 交付金、(内訳別掲) その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの 支出の内訳 経常経費 0 人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 取治活動費 選挙関係費 事業費 「パーティー事業費 での他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	政治団体の名称	
前年繰越額 本年収入額 支出総額 本年収入の内訳 個人の党費・会費 金額 員数(人) 零附(内訳別掲) の(うち特定等附) 団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの) 政党匿名寄附 事業収入(内訳別掲) 交付金(内訳別掲) その他の収入(内訳別掲) その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの 支出の内訳 経常経費 光熱水費 備品の・消耗品費 事務所費 政治活動費 選挙関係費 事業費 「パーティー事業費 その他の経費	報告年月日	18.11.14
本年収入額 支出総額 本年収入の内訳 個人の党費・会費 金額 員数(人) 寄附(内訳別掲) の人分 (うち特定寄附) 団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの) 政党匿名寄附 事業収入(内訳別掲) 交付金収入 借入金(内訳別掲) その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの 支出の内訳 経常経費 人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 政治活動費 選挙関係費 事業費 パーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付会 その他の経費	収入総額	0
支出総額 0 本年収入の内訳 金額 員数(人) 個人の党費・会費 金額 員数(人) 6 寄附(内訳別掲) 0 面人分 (うち特定寄附) 団体分 政治団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの) 政党匿名(内訳別掲) (内訳別掲) 交付金収入 借入金(内訳別掲) その他の収入(内訳別規) 1件10万円未満のもの 支出の内訳 経常経費 人件費 光熱水・消耗品費 事務所費 0 経営計動費 0 機関紙発行事業費 0 機関紙発行事業費 0 機関紙発行事業費 0 機関紙発行事業費 0 での他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	前年繰越額	0
本年収入の内訳 個人の党費・会費 金額 員数(人) 寄附(内訳別掲) 0 個人分 (うち特定寄附) 団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの) 政党匿名寄附 事業(人の人) 群(人の人) ででは、(内訳別掲) その他の収入(内訳別掲) その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの 支出の内訳 経常経費 0 人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 政治活動費 選挙関係費 事業費 「パーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	本年収入額	0
個人の党費・会費 金額 員数(人) 寄附(内訳別掲) の 個人分 (うち特定寄附) 団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの) 政党匿名寄附 事業収入(内訳別掲) 交付金収入 借入金(内訳別掲) その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの 支出の内訳 経常経費 の 人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 政治活動費 選挙関係費 事業費 の 機関紙発行事業費 「パーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	支出総額	0
最数(人) 寄附(内訳別掲) の 個人分 (うち特定寄附) 団体分 政治団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの) 政党匿名寄附 事業収入(内訳別掲) 交付金収入 借入金(内訳別掲) その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの 支出の内訳 経常経費 の 人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 政治活動費 選挙関係費 事業費 の 機関紙発行事業費 「パーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	本年収入の内訳	
寄附(内訳別掲) 0 個人分 (うち特定寄附) 団体分 政治団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの) 政党匿名寄附 事業収入(内訳別掲) 変付金収入 借入金(内訳別掲) その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの 支出の内訳 経常経費 人件費 光熱水費 構品・消耗品費 事務所費 政治活動費 0 組織活動費 選挙関係費 事業費 0 機関紙発行事業費 0 機関紙発行事業費 宣伝事業費 パーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	個人の党費・会費 金額	
個人分 (うち特定寄附) 団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの) 政党匿名寄附 事業収入(内訳別掲) 交付金収入 借入金(内訳別掲) その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの 支出の内訳 経常経費 人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 政治活動費 選挙関係費 事業費 「パーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	員数(人)	
(うち特定寄附) 団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの) 政党匿名寄附 事業収入(内訳別掲) 交付金収入 借入金(内訳別掲) その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの 支出の内訳 経常経費 人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 政治活動費 選挙関係費 事業費 びーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	寄附(内訳別掲)	0
団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの) 政党匿名寄附 事業収入(内訳別掲) 交付金収入 借入金(内訳別掲) その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの 支出の内訳 経常経費 0 人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 政治活動費 変学関係費 事業費 0 機関紙発行事業費 宣伝事業費 プーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	個人分	
政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの) 政党匿名寄附 事業収入(内訳別掲) 交付金収入 借入金(内訳別掲) その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの 支出の内訳 経常経費 の人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 政治活動費 選挙関係費 事業費 の組織活動費 選挙関係費 事業費 の機関紙発行事業費 宣伝事業費 パーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	(うち特定寄附)	
(寄附のうちあっせんに係るもの) 政党匿名寄附 事業収入(内訳別掲) 交付金収入 借入金(内訳別掲) その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの 支出の内訳 経常経費 の人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 政治活動費 選挙関係費 事業費 の機関紙発行事業費 宣伝事業費 この他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	団体分	
政党匿名寄附 事業収入(内訳別掲) 交付金収入 借入金(内訳別掲) その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの 支出の内訳 経常経費 0人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 政治活動費 政治活動費 選挙関係費 事業費 0 機関紙発行事業費 宣伝事業費 パーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	政治団体分	
事業収入(内訳別掲) 交付金収入 借入金(内訳別掲) その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの 支出の内訳 経常経費 の人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 政治活動費 政治活動費 選挙関係費 事業費 の 機関紙発行事業費 宣伝事業費 パーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	(寄附のうちあっせんに係るもの)	
交付金収入 借入金(内訳別掲) その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの 支出の内訳 経常経費 0 人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 政治活動費 0 組織活動費 選挙関係費 事業費 0 機関紙発行事業費 宣伝事業費 パーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	政党匿名寄附	
借入金(内訳別掲) その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの 支出の内訳 経常経費 の人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 政治活動費 政治活動費 選挙関係費 事業費 の 機関紙発行事業費 宣伝事業費 パーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	事業収入(内訳別掲)	
その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの 支出の内訳 経常経費 0 人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 政治活動費 政治活動費 選挙関係費 事業費 0 機関紙発行事業費 宣伝事業費 パーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	交付金収入	
1件10万円未満のもの 支出の内訳 経常経費 0 人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 政治活動費 0 組織活動費 選挙関係費 事業費 0 機関紙発行事業費 宣伝事業費 パーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費 その他の経費	借入金(内訳別掲)	
支出の内訳 経常経費 0 人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 政治活動費 0 組織活動費 選挙関係費 事業費 0 機関紙発行事業費 宣伝事業費 パーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費 その他の経費	その他の収入(内訳別掲)	
経常経費 0 人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 政治活動費 0 組織活動費 選挙関係費 事業費 0 機関紙発行事業費 宣伝事業費 パーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	1 件10万円未満のもの	
人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 政治活動費 政治活動費 選挙関係費 事業費 の 機関紙発行事業費 宣伝事業費 パーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	支出の内訳	
光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 政治活動費 政治活動費 選挙関係費 事業費 の 機関紙発行事業費 宣伝事業費 パーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	経常経費	0
備品・消耗品費 事務所費 政治活動費 組織活動費 選挙関係費 事業費 0 機関紙発行事業費 宣伝事業費 パーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	人件費	
事務所費 政治活動費 の 組織活動費 選挙関係費 事業費 の 機関紙発行事業費 宣伝事業費 パーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	光熱水費	
政治活動費 組織活動費 選挙関係費 事業費 の 機関紙発行事業費 宣伝事業費 パーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	備品・消耗品費	
組織活動費 選挙関係費 事業費 0 機関紙発行事業費 宣伝事業費 パーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	事務所費	
選挙関係費 事業費 0 機関紙発行事業費 宣伝事業費 パーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	政治活動費	0
事業費 0 機関紙発行事業費 宣伝事業費	組織活動費	
機関紙発行事業費 宣伝事業費 パーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	選挙関係費	
宣伝事業費 パーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	事業費	0
パーティー事業費 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	機関紙発行事業費	
その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	宣伝事業費	
調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	パーティー事業費	
寄附・交付金 その他の経費	その他の事業費	
その他の経費	調査研究費	
	寄附・交付金	
資産等の有無無	その他の経費	
	資産等の有無	無

山形県選挙管理委員会告示第137号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成18年分の収支報告書の要旨 を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年12月12日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

	伊藤喜ニレギ辺
政治団体の名称	伊藤亮一と米沢 を考える市民の
+0.4-4-0.0	会
報告年月日	18.11.14
収入総額	0
前年繰越額	0
本年収入額	0
支出総額	0
本年収入の内訳	
個人の党費・会費 金額	
員数(人)	
寄附(内訳別掲)	0
個人分	
(うち特定寄附)	
団体分	
政治団体分	
(寄附のうちあっせんに係るもの)	
政党匿名寄附	
事業収入(内訳別掲)	
交付金収入	
借入金(内訳別掲)	
その他の収入(内訳別掲)	
1 件10万円未満のもの	
支出の内訳	
経常経費	0
人件費	
光熱水費	
備品・消耗品費	
事務所費	
政治活動費	0
組織活動費	
選挙関係費	
事業費	0
機関紙発行事業費	
宣伝事業費	
パーティー事業費	
その他の事業費	
調査研究費	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
その他の経費	
資産等の有無	 無
貝圧守い行無	***

山形県選挙管理委員会告示第138号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体 の指定の届出があった。

平成18年12月12日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 熊 谷 誠

届占	出者	の氏	名	公職の種類	資金管理団体 の名称	主たる事務所の所在地	代表	表者	の氏	:名	届出年	月日
Щ	科	朝	則	県議会議員	山科朝則後援 会	新庄市上金沢町 5 番44号	Щ	科	朝	則	平成18.	11. 1
直	島	義	友	県議会議員	明日の高畠・ 川西を築く新 風まほろば	東置賜郡高畠町大字高畠 191番地	直	島	義	友	同	11. 9
高	橋	啓	介	山形市議会議 員	高橋けいすけ 後援会	山形市高堂一丁目 5 - 20 - 4	高	橋	啓	介	同	11.10
奥	村		博	上山市長	奥村博後援会	上山市金谷404 - 2	奥	村		博	同	11.15

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年12月12日

山形県知事 齋 藤

弘

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

場	所	В	時	入札に付する物件	予定価格
山形市松波二元 山形県庁 講堂		平成19年 1 午前10時30	月11日(木) 0分	南陽市三間通字西蕨田176番 1、同176番11 番11 宅地 1,293.12平方メートル	41,480,000円

2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者
- 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

- 4 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上
- 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効である。

- 6 その他
 - (1) 説明会の場所及び日時

入札に付する物件	場	所	日	時
南陽市三間通字西蕨田176番 1、同176番11	山形市松波二丁目	8番1号	平成18年12月	21日(木)
宅地 1,293.12平方メートル	山形県庁 202会議	義室	午前10時30分	}

- (2) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課(電話023(630)2066)に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年12月12日

山形県知事 齋 藤

弘

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

場	所	日	時	入札に付する物件	予定価格
山形市松波二山形県庁 講		平成19年1月 午後1時30分	, ,	山形市松見町18番 4 宅地 (実測)1,847.08平方メートル (公簿)1,845.00平方メートル	125,800,000円

2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者
- 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

- 4 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上
- 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効である。

- 6 その他
 - (1) 説明会の場所及び日時

入札に付する物件	場	所	日	時
山形市松見町18番 4				
宅地	山形市松波二丁目8番1号		平成18年12月22日(金)	
(実測)1,847.08平方メートル	山形県庁 601会議室		午前10時30分	
(公簿)1,845.00平方メートル				

- (2) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課(電話023(630)2066)に問い合わせること。

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条の規定による検定合格者審査に係る学科試験 及び実技試験を次のとおり実施する。

平成18年12月12日

山形県公安委員会

委員長 吉 田 美智子

1 審査を行う警備業務の種別、級及び定員

種別		級	定員
施設警	備業務	2 級	20 人
交通誘導	警備業務	2 級	30 人
貴重品運掘	般警備業務	2 級	25 人

2 審查日時

平成19年1月16日(火)午後1時から午後4時30分まで

山形市平久保100番地 山形国際交流プラザ(山形ビッグウイング)4階

4 審查対象者

審査対象者は、住所地若しくはその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地が山形県内 にある者又は山形県公安委員会から警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下 「規則」という。) 附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(以下「旧規則」という。) 第 8条の合格証の交付を受けた者であって、規則附則第6条第4号、第6号及び第10号に掲げる審査の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める者とする。ただし、規則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部 を免除される者を除く。

5 受付期間

平成18年12月18日(月)から同年12月25日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5 時15分まで

- 6 審査手続
 - (1) 審査の申込み

審査を受けようとする者は、山形県内の最寄りの警察署に、次に掲げる書類を添付した審査申請書を提出す ること。ただし、申請者の住所地及びその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地が山 形県内にある場合にあってはア又はイに掲げるいずれかの書面を、申請者が山形県公安委員会から旧規則第8 条の合格証の交付を受けた者である場合にあってはア及びイに掲げる書面を、それぞれ添付することを要しな

- ア 住所地が山形県内にある者にあっては、その者の住所地を疎明する書面
- イ 警備員でその者が属する営業所の所在地が山形県内にあるものにあっては、当該営業所に属することを疎 明する書面
- ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4セ ンチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの1葉
- エ 旧規則第8条の合格証の写し
- (2) 審査手数料

4,700円

- (3) 申込み上の注意事項
 - ア 申請者数が定員に達したときは、受付期間内であっても申込みを締め切る。
 - イ 審査手数料は、山形県証紙で納付すること。
- 7 審査事項等
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務の実施に関すること。
 - エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 審査の順序等

審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

- 8 その他
 - (1) 審査当日は、筆記用具を持参すること。
 - (2) 本講習についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全企画課(電話023(626)0110内線3032)又は山形県 内の各警察署に行うこと。